

2.5.4 共通：ダイヤルゲージの取り付け位置について

基本調査試験の場合、極限引抜き力に至った段階でアンカー体拘束具が 50mm 程度急激な引き抜けを生ずることがある。

そのため、ダイヤルゲージ等の計測器具は基本的に図 5.4.1 のように内側に設置しておくものとする。

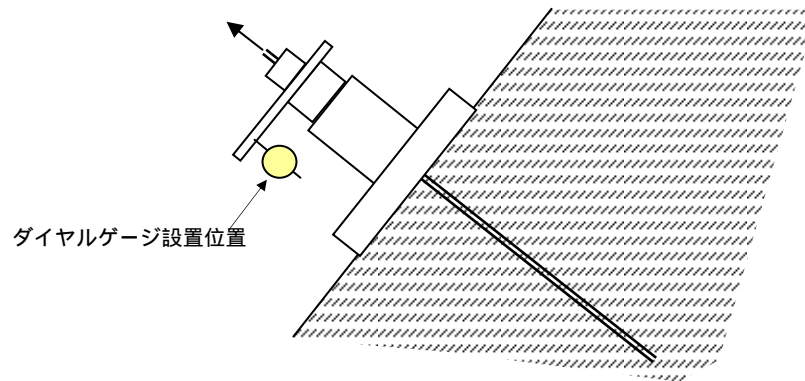


図 5.4.1 ダイヤルゲージ取り付け位置